

# 山梨県公報

第四百七十一号

令和六年

五月十六日

木曜日

## 目次

○私立学校法に基づく法人の行うことのできる収益事業の種類……………一七三

○救急病院等の認定……………一七三

○道路の区域変更……………一七三

## 公 告

○山梨県登録販売者試験の実施……………一七三

○国土調査の指定……………一七四

○換地計画の決定……………一七四

○土地改良区役員の退任及び就任……………一七五

○随意契約の相手方の決定について……………一七七

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一七七

## 告 示

### 山梨県告示第百二十九号

私立学校法に基づく法人の行うことのできる収益事業の種類(平成十三年山梨県告示第九十七号)の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和六年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

第一条中「第二十六条第一項(同法第六十四条第五項)を「第十九条第一項(同法第六十五条第六項)に、「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改める。

第二条中「日本標準産業分類(平成二十五年総務省告示第四百五号)」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類(次条において「日本標準産業分類」という。)」に改める。

### 山梨県告示第百三十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和六年五月十六日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称

所在地

加納岩総合病院

山梨市上神内川千三百九番地

二 認定期限 令和九年四月三十日

### 山梨県告示第百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和六年六月六日まで一般の縦覧に供する。

令和六年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 百四十号

三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南アルプス市東南湖字五本柳一一四番一 地先から 南アルプス市東南湖字大久河原七五三番一 地先まで	旧 一〇・二 新 一一・二	九九・七
	旧 一一・二 新 一一・二	九九・七
	旧 一一・二 新 一一・二	九九・七

## 公 告

● 山梨県登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和六年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日 令和六年八月二十九日（木）
- 二 試験場所 甲府市大津町二千九十二番地八 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨（受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。）
- 三 試験項目
  - 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
  - 2 人体の働きと医薬品
  - 3 主な医薬品とその作用
  - 4 薬事に関する法規と制度
  - 5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 受験手続
  - 1 提出書類
    - (一) 受験願書（正本副本各一通とする。）
    - (二) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを受験願書の写真欄に貼り付けること。）
  - 2 受験手数料 一万四千元（受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り下げ、又は受験しなかった場合でも還付しない。）
- 六 受験願書の受付期間及び提出先
  - 1 受付期間 令和六年六月三日（月）から同月十四日（金）までの山梨県の休日を除く日（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。
  - 2 提出先 甲府市に在住する受験者にあつては甲府市保健所に、甲府市以外の県内に在住する受験者にあつては各保健福祉事務所（保健所）に、本人又は代理人が持参すること。県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に、本人又は代理人が持参すること。
- 七 試験結果の発表等

- 1 合格者の発表 令和六年十月四日（金）午前十時に山梨県庁防災新館東側掲示板、各保健福祉事務所（保健所）及び甲府市保健所の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。
- 2 合格通知書の送付 合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。
- 八 その他 詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五―二二三―一四九一）に問い合はせること。

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

令和六年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 国土調査の指定年月日 令和六年五月九日
- 二 調査を行う者の名称 笛吹市
- 三 調査地域 笛吹市石和町市部の一部
- 四 調査期間 令和六年五月九日から令和八年三月三十一日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により経営体育成基盤整備事業（神金地区二工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和六年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和六年五月十七日から令和六年六月十三日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和六年六月二十八日まで

五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年十一月十五日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、初狩土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
令和六年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	小林高志	大月市初狩町中初狩七百三十番地一	令和六年三月三十一日
副理事長	中村忠明	大月市初狩町中初狩二千八十一番地	同
理事	飯島富夫	大月市初狩町下初狩三千三百五十番地	同
同	小林孝彦	大月市初狩町中初狩八百八十番地	同
同	奈良志げ子	大月市初狩町下初狩三千三百九十五番地五	同
同	小林栄一	大月市初狩町下初狩三百二十番地	同
同	小笠原久子	大月市初狩町下初狩三千二百三十三番地十三	同
同	今泉勲	大月市初狩町下初狩二千二百二十九番地	同

同	小林英俊	大月市初狩町下初狩二千九十五番地	同
同	土屋恵美子	大月市初狩町下初狩千八百十番地三	同
同	小林正幸	大月市初狩町中初狩百六十四番地八	同
同	渡辺隆久	大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	同
同	小林久雄	大月市初狩町中初狩四百八十四番地	同
同	小林由雄	大月市初狩町中初狩五百三番地一	同
同	小林功治	大月市初狩町中初狩二百八十七番地一	同
同	小林一康	大月市初狩町中初狩八百十八番地	同
同	小林修	大月市初狩町中初狩八百六十九番地	同
同	小林紀善	大月市初狩町中初狩千百六十七番地一	同
同	小林孝至	大月市初狩町中初狩二千五十四番地	同

二 就任

同	同	同	理事	同	副理事長	理事長	役職名	同	監事	同
小笠原久子	小林栄一	奈良志げ子	飯島富夫	小林孝彦	中村忠明	小林高志	氏名	渡辺共信	小林正章	佐野美治
大月市初狩町下初狩三千二百三番地十三	大月市初狩町下初狩三百二十番地	大月市初狩町下初狩三千三百九十五番地五	大月市初狩町下初狩三千三百五十番地	大月市初狩町中初狩八百八十番地	大月市初狩町中初狩二千八十一番地	大月市初狩町中初狩七百三十三番地一	住所	大月市初狩町下初狩二千百二十二番地	大月市初狩町中初狩八百二十五番地	大月市初狩町中初狩二千二百五十四番地
同	同	同	同	同	同	令和六年四月一日	就任年月日	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小林紀善	小林修	小林一康	小林功治	小林由雄	小林久雄	渡辺隆久	小林正幸	小林由美子	小林忠人	佐藤岳仙
大月市初狩町中初狩千六百六十七番地一	大月市初狩町中初狩八百六十九番地	大月市初狩町中初狩八百八十八番地	大月市初狩町中初狩二百八十七番地一	大月市初狩町中初狩五百三十三番地一	大月市初狩町中初狩四百八十四番地	大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	大月市初狩町中初狩百六十四番地八	大月市初狩町下初狩千八百七十六番地	大月市初狩町下初狩千八百五十九番地	大月市初狩町下初狩二千七百五十二番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	小林孝至	大月市初狩町中初狩二千五百四番地	同
同	三枝宏之	大月市初狩町中初狩千八百七十五番地五	同
監事	小林正章	大月市初狩町中初狩八百二十五番地	同
同	天野博	大月市初狩町下初狩二千二百一十二番地	同

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
  - (一) 名称 土砂災害警戒情報システム改修業務委託（明許）
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
  - (一) 名称 山梨県県土整備部砂防課
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和六年三月十四日
- 四 随意契約の相手方
  - (一) 名称 中電技術コンサルタント株式会社東京支社
  - (二) 住所 東京都港区元赤坂一丁目二番七号
- 五 契約金額 七千九百五十七万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 土砂災害警戒情報システム再構築業務の受託者で

あるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和六年五月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市穂坂町三ツ澤字中坊来石七百十四番二、七百二十四番、七百二十五番、七百二十六番、七百二十七番、七百二十八番、七百三十番、七百三十一番、七百四十六番、七百四十七番一、七百四十七番二、七百四十七番三、七百四十九番、七百七十五番八の一部、七百七十六番二、七百七十六番三、七百七十六番四、七百九十一番三並びに字女夫石四千八十番一、四千八十番二、四千九十一番二、四千百番一、四千百番二、四千百番三、道及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市土地開発公社 理事長 内藤 一穂

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番